

2011年5月30日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳 様

〒106-6112 東京都港区六本木 6-10

六本木ヒルズ森タワー

グリー株式会社



「再申入書 兼 再お問い合わせ」に対するご回答

貴団体より頂いた2011年4月26日付け「再申入書 兼 再お問い合わせ」につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

一 テレビCMについて

弊社が提供するゲームコンテンツを訴求するテレビCMについて、一部有料コンテンツが含まれる点を明瞭に記載しており、打ち消し表示として法的に問題はないものと考えております。また、無料のご利用であってもゲームの本質的機能を使用可能な仕組みとなっており、その利用実態に照らして、法に反する点は無いものと考えております。

弊社の法的見解は以上の通りですが、弊社と致しましては、そもそもテレビCMにおける「無料」表示を音声によって行うことに固執しているわけではありません。弊社が提供するゲームコンテンツを訴求するテレビCMについて、視聴者の皆様に適切な理解を頂き、ご利用に当たって認識の齟齬が無いようにするために、「グリーで検索。無料です。」との案内を音声で行っていないバージョンのCMを順次制作し、放映しております。今後も訴求対象となるゲームコンテンツ内において金銭負担が生じない仕組みを有する場合を除き、当該バージョンによるCMのみを展開する予定です。なお、訴求対象となるゲームコンテンツ内において金銭負担が生じない仕組みを有する場合においても、当該文言を含むテレビCMの具体的な計画については未定であり、使用される音声文言等につきましても、今後もお客様に分かりやすい内容を目指し、検討を継続いたします。

二 利用規約第9条第2項について

弊社の利用規約第9条第2項について、現行の規約においても法的に問題は無いものと考

えておりますが、上記同様の趣旨から、ご指摘の点を踏まえまして現在改訂の手続きを行っております。具体的には、ユーザーの皆様に変更内容をご確認いただくために事前に十分な期間を置かせていただくべきと考えておりますので、5月30日から7日間変更内容に関するユーザーへの事前告知を実施し、6月6日に改定を実施する予定です。

改訂時期につきましては他の施策と併せて全面改定を行う予定で進めておりましたところ、貴団体からの再申入れまでにご確認いただけなかった点は遺憾に存じます。

三 お問い合わせについて

恐れ入りますが、CMの放映回数やパターン数は外部に公表しておりません。

以上